

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局企画部安心居住課 (06-6208-9222)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録事業者に対する指示
概要	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）は、住戸の広さ、構造、設備等の一定の登録基準を満たし、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、法に基づいて登録された住宅です。 市長は、登録された登録事項が事実と異なるときには、当該事項の訂正を申請すべきことなどを指示する場合があります。
根拠法令等 及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第23条 大阪市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する要綱 第13条 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000415162.html)
処分基準	【登録事業者に対する指示事由及び内容】 ① 登録された登録事項が事実と異なるときは、当該事項の訂正を申請すべきことを指示することができる ② 登録事業が登録基準に適合しないと認めるときは、その登録事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる ③ 登録事業者が登録事項を公示しないとき、又は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んだときは、その是正のために必要な措置をとるべきことを指示することができる
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000414882.html
備考	